「援助申込（費用立替の審査）」に必要な書類

無料相談後、実際に当事務所に任意整理・自己破産を依頼し、費用立替（代理援助）を申し込む審査の段階で提出します。

① 基本書式（法テラス所定用紙）

法テラス窓口や、受任する弁護士事務所で受け取って記入します。

（１）援助申込書

（２）資力申告書（生活保護受給者は提出不要）

（３）口座振替依頼書（立替金の月々返済用口座の指定）

② 世帯全員の住民票の写し

続柄・本籍地・筆頭者の記載があるもの（マイナンバーの記載がないもの）。

発行から3か月以内のもの。

③ 収入（資力）を証明する書類（手取り月収の確認用）

※申込者および配偶者（相手方が配偶者の場合を除く）の分が必要です。

（１）給与所得者（会社員・パート等）：直近2〜3か月分の給与明細書の写し、または前年分の源泉徴収票、または課税証明書・非課税証明書

（２）年金受給者：年金振込通知書

（３）生活保護受給者：生活保護受給証明書（直近3か月以内に発行されたもの）

（４）失業者・無職の方

１．非課税（所得）証明書（直近年度のもの／市区役所・町村役場で取得）

２．失業保険（雇用保険）を受給している場合（以下のいずれか1点）

〇雇用保険受給資格者証

〇離職票

〇解雇通知書

面談時には必ず認め印をご持参ください。

参考：法テラス「ご用意いただく必要書類」。個別の事案では、担当弁護士および法テラスの指示が優先されます。

碧凪法律事務所

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-6-1 21東和ビル701

TEL 03-6272-4073　FAX 03-6272-4074